

平塚市景観計画（改定素案）の概要

○改定の趣旨

本市では、景観法に基づき平成 20 年に平塚市景観計画を策定し、「湘南ひらつかの海と緑と歴史を活かす美しいまちなみづくり」をメインテーマに景観まちづくりを推進しています。

景観法では、道路等の公共施設は、建築物や工作物等とともに地域の景観を構成する主要な要素の一つと考えられるため、良好な景観の形成に重要となる公共施設を「景観重要公共施設」として、施設の整備に関する事項と占用等の許可の基準を景観計画に定める制度が設けられています。

平塚市景観計画では、景観重要公共施設制度の取り組みの方向性として「地域の景観形成にふさわしい整備等の基準づくりをめざします」と定めています。また、景観形成を重点的に推進する区域を「景観重点区域」に指定しており、この景観重点区域内では、県道 608 号（平塚停車場袖ヶ浜）での無電柱化及び歩道の美装化や、見附台周辺地区での平塚文化芸術ホール等の整備に伴う周辺道路の美装化等の景観整備が行われています。今後もこれら良好な景観の維持、保全及び形成を図ることを目的に平塚市景観計画に景観重要公共施設を位置付けるための改定を行います。

○景観重要公共施設

1 景観重要公共施設について

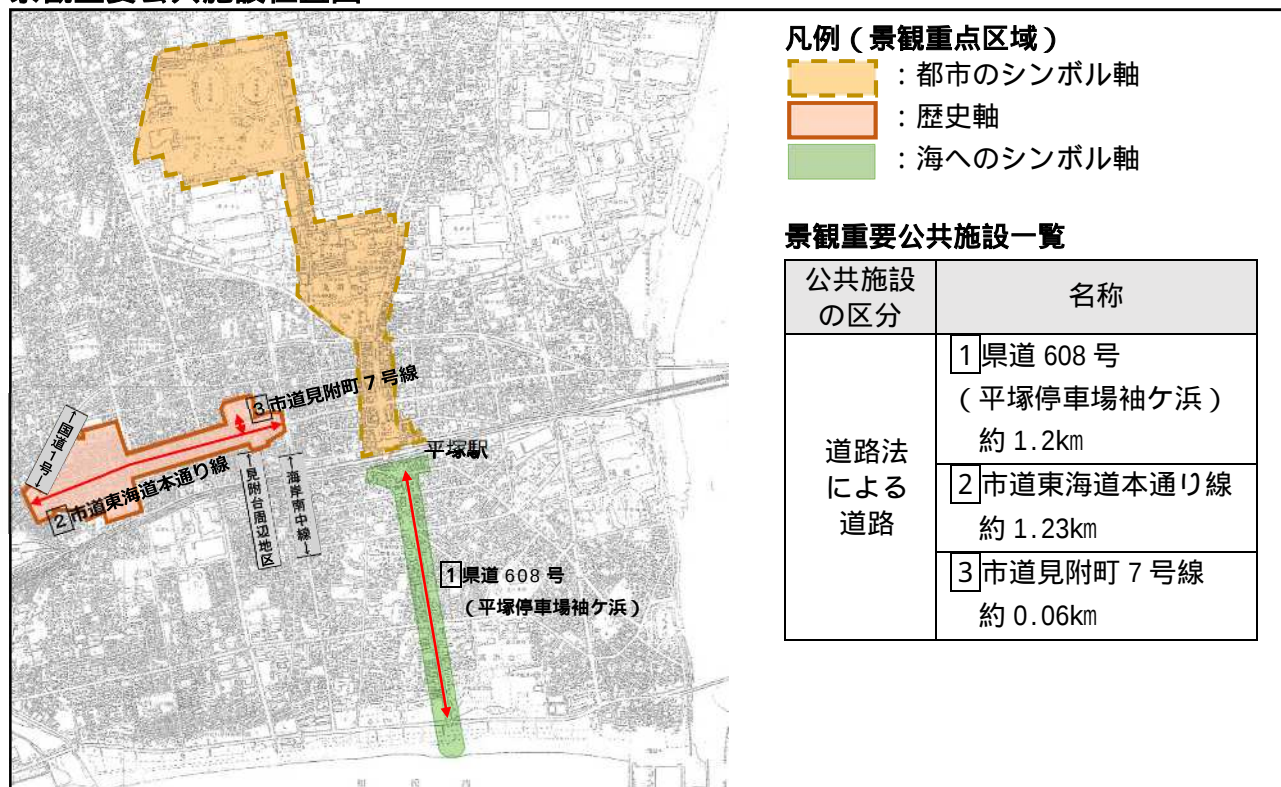
良好な景観の形成にあたり重要な要素の一つである道路等の公共施設を「景観重要公共施設」に指定することで、次のような効果が期待できます。

- ・地域のシンボルとなる質の高い公共空間が継承できます。
- ・道路等の公共施設管理者や民間事業者などが、より一層、景観への配慮を行うこととなります。

2 指定の考え方

良好な景観形成を重点的に進める区域を「景観重点区域」に指定しています。当該区域内で本市の景観を特徴づける公共施設を対象に整備水準の維持と、占用物件も含めた景観コントロールを図るため、この制度の活用を進めていきます。

景観重要公共施設位置図



3 各景観重要公共施設の指定理由

1 県道 608 号（平塚停車場袖ヶ浜） 【対象区間：平塚駅南口前～国道 134 号 約 1.2 km】 	景観重点区域の海へのシンボル軸に位置している県道 608 号(平塚停車場袖ヶ浜)について、神奈川県により無電柱化や歩道の美装化等の景観整備が行われており、景観整備後約 30 年が経過し、今後、照明や舗装等の更新が行われていく可能性が高いことから、良好な景観の維持・保全を図ることを目的に景観重要公共施設に指定します。
2 市道東海道本通り線 【対象区間：海岸南中線～国道 1 号 約 1.23km】 	景観重点区域の歴史軸に位置している市道東海道本通り線について、高麗山への眺望に対する配慮など景観形成にかかる基本的な考え方等を市民、事業者、行政が共有するとともに、良好な景観形成がなされている区間における景観の維持・保全を図ることを目的に景観重要公共施設に指定します。
3 市道見附町 7 号線 【対象区間：東海道本通り線～見附町 1 号線 約 0.06 km】 	景観重点区域の歴史軸に位置している市道見附町 7 号線について、見附台公園や平塚文化芸術ホールのメインルートとして、見附台周辺地区の歩道の美装化等の景観整備を行ったことから、良好な景観の維持・保全を図ることを目的に景観重要公共施設に指定します。

4 整備に関する事項について

景観重要公共施設の整備にあたって、景観上配慮すべき事項は、各景観重要公共施設（表 1）に記載している「整備に関する事項」のとおりとします。

5 占用等の許可の基準について

景観重要公共施設における占用等の許可を受けるにあたって、景観上適合すべき基準は、各景観重要公共施設（表 1）に記載している「占用許可基準」のとおりとします。

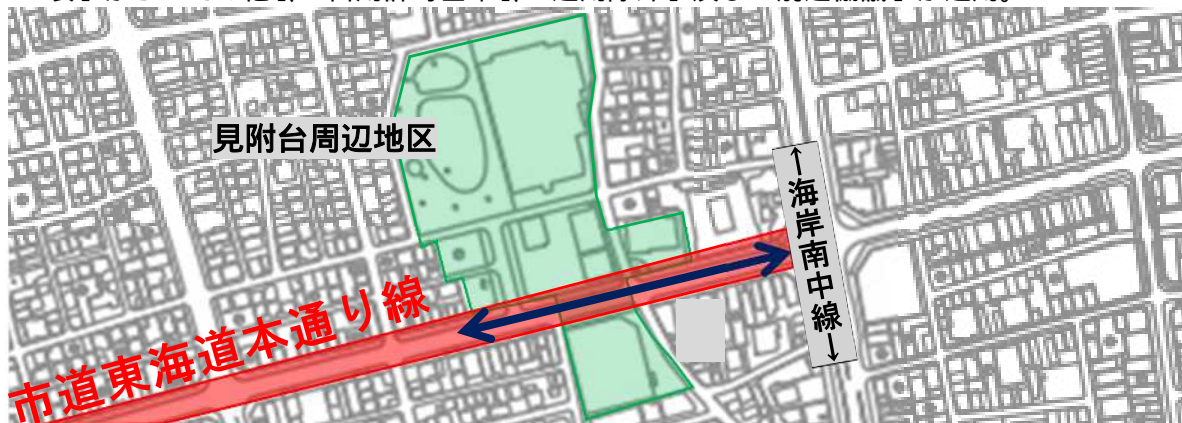
表 1 景観重要公共施設の整備に関する事項、占用許可基準等について（一部抜粋）

	1 県道 608 号 (平塚停車場袖ヶ浜)	2 市道東海道本通り線	3 市道見附町 7 号線
基本方針	・「なぎさ」の感じられる通り ・緑の大通り ・場所ごとに個性を持つ遊歩道 ・洗練された街なみの形成をはかる	・平塚宿の歴史を品よく感じる景観をつくります ・高麗山への眺望を印象的に演出します ・安全・快適に移動や休憩ができる心地よい歩行者空間をつくります	・見附台周辺地区と一体的な賑わい空間を創出します ・“人”の多様な活動をうむ、心地よい歩行者空間をつくります
整備に関する事項	基本的な考え方 ・道路附属物等の補修、改修や通常の管理（色の塗り替え等）については、原則として、既設のものと同等の素材、デザインや色彩とする。ただし、社会経済状況等に応じて、適宜、適切な素材や仕様への変更を検討する。その場合でも、デザインや色彩等、既設のものや周辺の景観と調和したものとなるよう努める。など 舗装 ・「なぎさ・砂浜」を感じられる舗装とする。など 照明 ・照明柱は、今後の更新時には色彩をダークグレー（10YR3.0/0.2 程度）に変更する。など ストリートファニチャー ・ベンチは、景観に配慮した素材の使用に努める。など 植栽 ・なぎさにふさわしい樹種として通り全体にわたり黒松を主体として配置する。など その他 ・照明柱以外の柱類の色彩も、ダークグレー（10YR3.0/0.2 程度）を原則とする。など	舗装 ・江戸見附前に位置する交差点部の車道の舗装は、訪れる人に平塚宿の始まりを印象づけるデザインの景観舗装とする。など 照明 ・車道照明柱は、直線ポール等シンプルな形状とし、柱の色彩をダークグレー（10YR3.0/0.2 程度）とする。など ストリートファニチャー ・横断防止柵等は、シンプルな形状とし、色彩をダークグレー（10YR3.0/0.2 程度）とする。 植栽 ・地被植物や低木等景観に配慮した植栽を配置する。 その他 ・他の道路附属物もダークグレー（10YR3.0/0.2 程度）を原則とする。など	舗装 ・歩道の舗装は、東海道本通り線との連続性を確保した色彩やデザインとする。 照明 ・照明柱は、直線ポール等シンプルな形状で、文化芸術ホールへの期待感の演出のためバナーを付加したものとし、柱の色彩をダークグレー（10YR3.0/0.2 程度）とする。など ストリートファニチャー ・高麗山を眺望できる街角にベンチを配置する。など 植栽 ・広幅員の東側歩道には桜を設ける。など その他 ・他の道路附属物もダークグレー（10YR3.0/0.2 程度）を原則とする。

	1 県道 608 号 (平塚停車場袖ヶ浜)	2 市道東海道本通り線	3 市道見附町 7 号線
占用許可基準	・色彩や素材は、経年変化にも配慮したものとする。 ・海への見通しを極力妨げない配置、高さとする。など	・色彩や素材は、経年変化にも配慮したものとする。 ・高麗山への眺望を極力妨げない配置、高さとする。など	・色彩や素材は、経年変化にも配慮したものとする。 ・文化芸術ホールへの眺望を極力妨げない配置、高さとする。など
適用除外	「整備に関する事項」及び「占用許可基準」に関して、次に該当するものについては適用除外とする。 ・道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの。など		
別途協議	「整備に関する事項」及び「占用許可基準」に関して、次に該当するものについては、協議の上、仕様及び色彩を決定するものとする。 ・交通安全、施設管理又は防災等の事由により、色彩による視認性の確保が必要となるもの。など		

注) 市道東海道本通り線の「整備に関する事項」、「占用許可基準」等については次のとおりとする。

- ・「整備に関する事項」の「基本的な考え方」は全区間適用。
- ・の区間(海岸南中線～見附台周辺地区)については、上記に加え「整備に関する事項」の「舗装」から「その他」、「占用許可基準」、「適用除外」及び「別途協議」が適用。



見附台周辺地区

市道東海道本通り線

海岸南中線

6 占用許可等の事前確認について

占用等を行う際は、各景観重要公共施設管理者に占用等の許可申請を行う前に、市まちづくり政策課の確認を受ける必要があります。

7 今後のスケジュール(予定)

令和 7 年 1 月 平塚市景観計画の改定
令和 7 年 4 月 景観重要公共施設の指定

お問い合わせ

平塚市 まちづくり政策部 まちづくり政策課 都市景観担当

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町 9 番 1 号 本館 6 階

電 話 番 号 : 0463-21-8781 (直通)

ファックス番号 : 0463-21-9769

メールアドレス : machi-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

ホームページ URL : https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machizukuri/page55_00089.html